



市政 Q&A

市政に対するご質問などを郵便、FAX、メールで受け付けています。また、市内各公民館などに「提言箱」を設置していますので、そちらもご利用ください。なお、直接回答が必要な場合は、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。

■申込先 〒756-8601 山陽小野田市役所 広報広聴課

(FAX) 83-9336 (E-mail) mail@city.sanyo-onoda.lg.jp

質問 「介護保険料について」

先日65歳になり、介護保険証が送られてきましたが、介護保険料はどうなりますか。

(65歳 男性)

お答えします

担当課 高齢障害課介護保険係 (☎82-1172)

介護保険料については、40歳から64歳までの人は、加入している医療保険の保険料の一部として納めてもらっていますが、65歳になると、第1号被保険者となり、65歳になった月(1日が誕生日の方は前月)から、医療保険の保険料の一部としてではなく、直接市に納めていただくようになります。医療保険の介護保険料は、65歳になる前の月(1日が誕生日の場合は前々月)の分までの計算になっていますので二重払いになることはありません。

65歳になった月もしくは、その翌月に保険料のお知らせと納付書等を介護保険係から送付します。詳しくは、高齢障害課介護保険係へお問い合わせください。

よくある質問にお答えします

Q 介護保険の住宅改修は、どんなことができるのですか

A 要介護または要支援の認定を受けた人が、在宅での生活に支障がないように以下の①～⑥に該当する住宅改修を行う場合、利用できます。

- ①手すりの取り付け
- ②段差の解消
- ③滑りの防止、移動の円滑化のための床材または通路面の材料の変更
- ④引き戸などへの扉の取り替え
- ⑤洋式便所などへの便器の取り替え
- ⑥①～⑤の改修に伴って必要となる工事

また、住宅改修費の20万円以内(1割は自己負担)でその費用が支給されます。

ただし、支給を受けるには、工事着工前に事前申請することが必要になります。

詳しくは、高齢障害課介護保険係へお問い合わせください。

えがおがいちばん!!



やまだ ちなつ
山田 千夏ちゃん (3歳)

『お絵かきが大好きで、アンパンマンが上手に描けるようになりました。』(小野山)



編集室のひとりごと

「山路を登りながら、こう考えた。智に働けば角が立つ、情に棹させば流される・・・」は漱石の「草枕」の冒頭ですが、先日、生まれてはじめて本格的な?山登りというものに挑戦しました。元来、出不精でアウトドアとは程遠い生活を送っているくせに、軽く考えていたのが間違いのもと・・・登山道の入口にたどりつく頃にはすでにひとり置いてきぼりに・・・約1時間の山路を一人で歩く破目になり「あ～音楽プレイヤーでも持ってくればよかった」と最初は後悔していたのですが・・・そのうち自分の靴音、木立を駆け抜けていく風の音、鳥のさえずりくらいしか聞こえない静けさの中にいることに気付くと、不思議なもので悲鳴をあげる下半身とは対照的に頭の中はどんどんクリアになってきて・・・偉大なる文豪とまではいきませんが、山路を登りながらあれこれと頭を転がしているうちに、いつの間にか山頂に・・・「山登りは一人に限るね」と強がりつつも、次から次へと目先の仕事をこなすだけで、物事を深く考えるという作業を怠っていた自分には、貴重な時間となりました。「なぜ登るのか?そこに山があるから」の境地には到達できませんが、山中でひとり、ふと立ち止まった自分の背後に何か大切なものが隠れていたようです。(くろ)

お子さんの写真 募集中!!

詳しくは広報広聴課まで (☎82-1133)